

仕 様 書

品 名： *精米

1 総 則

本仕様書は、武山駐屯地業務隊糧食班で調達する精米について規定する。

2 規 格

- (1) 令和7年度国内産米1等米100%であること。
- (2) とう精率91%に精米されたもの。
- (3) JAS法に準ずる精米表示がされていること。使用割合・産地・品種等表示。
- (4) 契約業者が倉庫搬入後、官側が指名する検査官の検査を受けるものとする。
- (5) 下記のものを納品書に添付するものとする。
 - ア とう精作業記録（写し可） 1部
 - イ 玄米仕入れ伝票（写し可） 1部
 - ウ 品質証明書、品質検査書（様式：A4縦、必須項目官側指定） 各1部
 - エ とう精前の玄米袋（産地等証明できる部分） 1部
 - オ 納品時、納入米の一部30g程度ビニール袋詰め（玄米30g含む）を提出。
 - カ 納品を、運送事業者または納入業者に委託する場合、契約業者は納品に立ち会うものとする。
 - キ フレコンの場合、検査証明書提出。その際検査証明書に社印が入ること。
 - ク 張り込み作業から精米袋詰め作業までの工程表（図）をとう精当日に官側に提出すること。
 - コ 納入時間はその都度調整、納入業者納品のこと。
- (5) 納品時荷姿等
 - ア 30kg/袋、3層クラフト紙。ビニール使用不可。
 - イ 品質保持期限は常温において3ヶ月とする。
 - ウ とう精年月日を記入の事。

3 その他

品質証明書及び品質検査書必須項目

A4縦判。下の各欄の項目を記入したもので、会社名、連絡先等記載したもの。

年度	産地	銘柄	等級	水分	白度	蛋白質	粒状質粒	砕粒	食味

4 とう精作業

- (1) とう精作業の立会いは、官側から必要に応じ示された際のみ実施するものし、日帰り可能な場所が好ましい。よって立会いが必要とされた場合は時間等事前連絡調整をする。
 - (2) 官側立会い拒否をした場合及び妨害行為が発生した場合は、受領検査不合格とみなす。
 - (3) 官側立会いの場合は、とう精作業開始前に官側により、玄米の袋全数において、「農産物検査法」に基づく産地、品種、生産年の表示を確認する。

この際、一部でも異なった標示が確認された場合もしくは、標示が無い場合は受領検査不合格とみなす。
 - (4) とう精は納品前日に実施のこと。またとう精当日の作業は張り込み作業から袋詰め作業の一連作業工程とし、官側検査官立会いの下実施するものとする。複数日とう精不可。
 - (5) とう精検査においては契約業者責任者が立ち会うものとする。
- 5 本仕様書記載内容について疑義がある場合、検査官と協議し、指示に従うものとする。